

堺市・大阪狭山市広域消防運営計画（案）【概要版】

～はじめに～

消防は、都市構造の複雑化や災害・事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模消防本部においては、出動体制、車両・資機材、専門要員等の確保に限界があることや、組織管理体制基盤の強化、人口減少及び少子高齢化による厳しい行財政運営の継続等の状況を踏まえると、消防の体制としては必ずしも十分ではない場合があります。

このことから、堺市・大阪狭山市消防広域化協議会においては、大阪狭山市から堺市への消防事務の委託を前提に、消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び大阪府消防広域化推進計画等を踏まえ、広域化後の堺市及び大阪狭山市の消防における円滑な運営を確保するための協議を進め、両市の合意のもとに、この広域消防運営計画を策定しました。

【消防本部の概要】

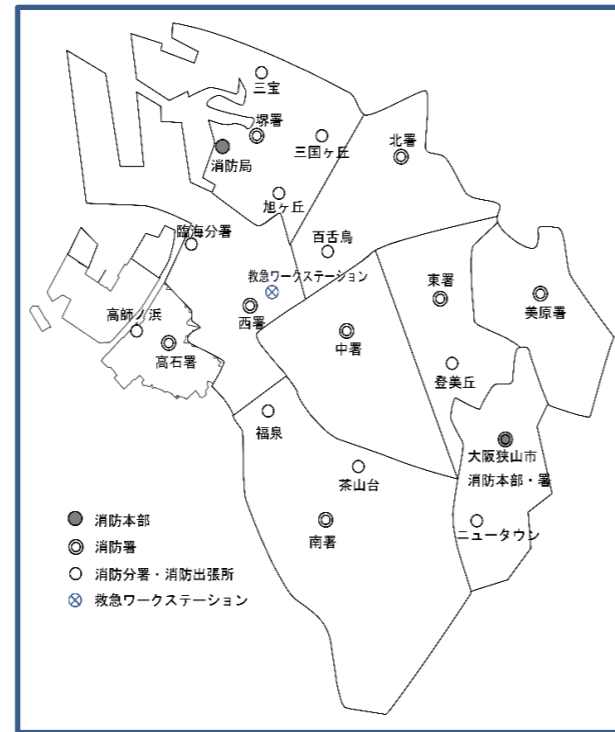
(令和2年4月1日現在)

項目	堺市消防局	大阪狭山市消防本部
管轄区域	堺市・高石市	大阪狭山市
管内人口	885,514人	58,691人
管内面積	161.12km ²	11.92km ²
職員数(定数)	933人	78人
消防署所数	1本部8署 1分署8出張所	1本部1署 1出張所
車両	198台	13台

広域化後

項目	堺市消防局
管轄区域	堺市・高石市・大阪狭山市
管内人口	944,205人
管内面積	173.04km ²
職員数(定数)	1,008人(933+必要人員75)
消防署所数	1本部9署1分署9出張所
車両	211台

【消防署所の位置】



【消防広域化の効果】

1 住民サービスの向上

(1) 災害活動体制の強化

消防が広域化されることにより、大阪狭山市内では火災発生時等における消防ポンプ自動車などの出場部隊数が増加することにより、災害への初動体制が大きく強化されます。

(2) 現場到着時間の短縮

両市ともに、これまでの管轄区域にとらわれず、行政区域を越えた出場が可能となることから、救急や災害等の事案が重複した場合や行政区域の境界付近で発生した事案に対して、近隣消防署所からの出場が可能となり、現場到着時間の短縮に大きな効果があります。

2 人員配置の効率化と充実

(1) 現場活動要員の増強

本部職員、通信指令員等の効率化により現場活動要員が増強されます。

(2) 救急・予防業務の高度化及び専門化

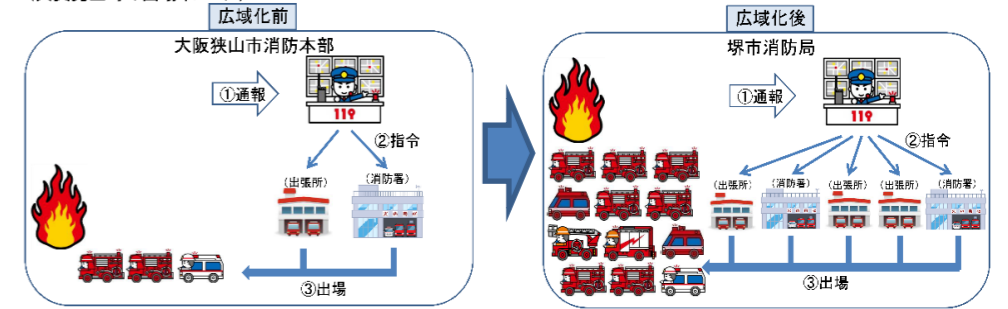
救急救命士、予防技術資格者等の職員研修派遣が計画的に実施でき、職員の能力向上を図るとともに、質の高い業務の提供が可能となります。また、予防査察、火災原因調査等の専任化が可能となり、予防体制の強化が図られます。

3 消防体制の基盤の強化

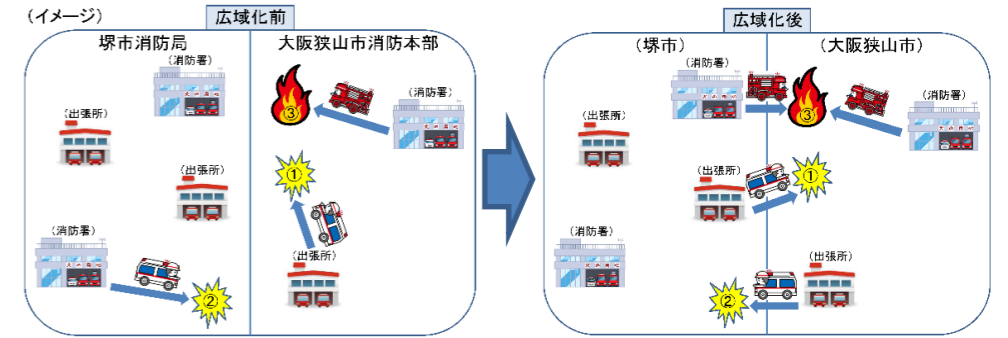
はしご消防自動車や特殊消防資機材の重複保有を解消するとともに、財政基盤(予算規模)の拡充により、高度な資機材の計画的かつ効率的な整備が可能となります。

また、大阪狭山市では、消防指令管制システムの更新が不要となり、大きな経費削減効果が期待できます。

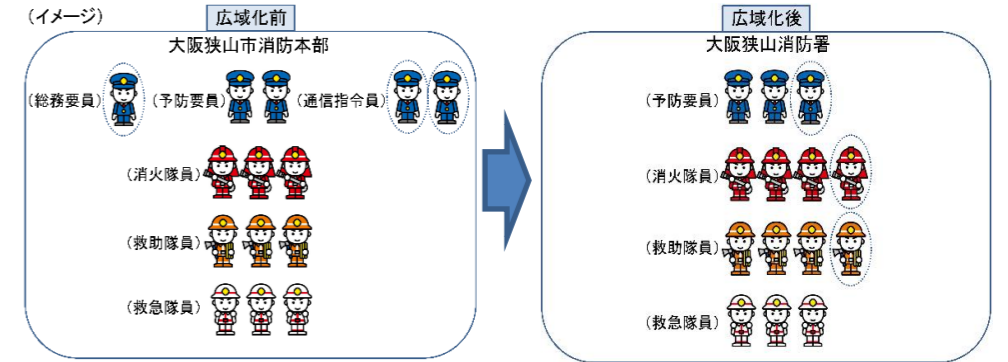
(火災発生時の出場イメージ)



(イメージ)



(イメージ)



【広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する主な協議事項とその結果】

項目	協議結果	項目	協議結果
広域化の方式	堺市への消防事務委託方式とする。(意見調整を行う会議体を設置する。)	職員の階級及び職務の級	新たに堺市職員となる者の階級及び職務の級は、広域化前の階級及び職務の級、並びに堺市の他の職員との均衡を考慮のうえ決定する。
広域化のスケジュール	開始時期は、令和3年4月1日からとする。	経費負担方法	広域化開始に必要な初期投資経費は、大阪狭山市が負担する。委託業務の遂行に要する経費(委託料)は、消防事務に係る全体の経費を、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。
消防署の権限	堺市消防局の例に統一する。(堺市火災予防条例を適用する。)	財産の取扱い	大阪狭山市内の消防署所庁舎の土地建物等(不動産)は、堺市に無償貸与する。大阪狭山市の消防車両等(動産)は、堺市に譲与する。
部隊運用等	堺市消防局の例に統一する。	手数料、負担金等の取扱い	消防法令等に基づく事務に係る手数料については、堺市消防局の歳入とし、堺市が一括して支払う負担金等は、大阪狭山市が応分を負担し、委託料として堺市に支払う。
消防指令センター	堺市消防局の消防指令センター及び消防指令管制システムに統一する。	消防団との連携確保	事務担当は、大阪狭山市(防災・防犯推進室)とする。また、大阪狭山市消防団災害活動計画を作成し、現在の運用を継続する。
消防署の管轄区域	広域化前の消防署所の管轄区域を基本とする。	防災・国民保護担当部局との連携確保	大阪狭山市(防災・防犯推進室)に、火災等災害事故の連絡窓口を設置する。大阪狭山市女性防火クラブの事務担当は、大阪狭山市(防災・防犯推進室)とする。
消防署等の配置	広域化前の消防署所の配置を維持する。(適正配置は、継続的に検討)		
勤務形態	堺市消防局の例に統一する。		
採用計画	堺市の採用の例に統一する。		
職員の任用	大阪狭山市の消防職員を、堺市の消防職員として選考により採用する。		
職員の給与等	堺市の給料表を適用し、諸手当は、堺市消防局の例に統一する。		